

※この手引では、出雲市認可保育所・認定こども園（保育所部分）・小規模保育事業施設を合わせて「保育所」と記載しています。

出雲市 保育所入所の手引（令和6年度）

『注意事項等を記載していますので、本手引の内容をご確認のうえお申込みください。』

◆ 令和6年度4月入所申込 及び 5月以降予約入所申込受付日程

	選考対象	入所可能状況 公開日 (窓口・市HP)	申込受付期間 (郵送必着)	選考結果 発送日	その他
1次募集	4月入所	R5.11.24(金)	R5.11.15(水)～ R5.12.1(金)	R6.1.4(木)	【※1】 R5.11.25(土)、26(日) AM休日窓口設置（本庁）
2次募集	4月入所 及び 5月以降産休育休復帰予約	R6.1.4(木)	R6.1.5(金)～ R6.1.19(金)	R6.2.9(金)	【※2】 R6.1.15(月)、16(火) 時間外窓口設置（本庁）
3次募集	4月入所 及び 5月以降産休育休復帰予約	R6.2.9(金)	R6.2.9(金)～ R6.2.20(火)	R6.3.5(火)	

◆ 令和6年度5月以降の随時入所申込受付日程

入所希望月	入所可能状況 公開日 (窓口・市HP)	申込受付期間（郵送必着） 毎月1～12日頃の期間に受付します	選考結果 発送日
R6年 5月入所～	毎月7日頃	R6.4.1(月)～ R6.4.12(金)	毎月20～22日頃
R6年 6月入所～		R6.5.1(水)～ R6.5.10(金)	
R6年 7月入所～		R6.6.3(月)～ R6.6.12(水)	
R6年 8月入所～		R6.7.1(月)～ R6.7.12(金)	
R6年 9月入所～		R6.8.1(木)～ R6.8.9(金)	
R6年10月入所～		R6.9.2(月)～ R6.9.12(木)	
R6年11月入所～		R6.10.1(火)～ R6.10.11(金)	
R6年12月入所～		R6.11.1(金)～ R6.11.12(火)	
R7年 1月入所～		R6.12.2(月)～ R6.12.12(木)	
R7年 2月入所～		R7.1.6(月)～ R7.1.10(金)	
R7年 3月入所～		R7.2.3(月)～ R7.2.10(月)	

保育年齢について

【令和6年度保育年齢区分表】

生年月日	保育年齢
H30.4.2生 ～ H31.4.1生	5歳児
H31.4.2生 ～ R2.4.1生	4歳児
R2.4.2生 ～ R3.4.1生	3歳児
R3.4.2生 ～ R4.4.1生	2歳児
R4.4.2生 ～ R5.4.1生	1歳児
R5.4.2生 ～	0歳児

保育所の入所料や保育料は、上記の表に掲げる保育年齢（4月1日時点の年齢）により行います。
年度途中で誕生日を迎えても、保育年齢は変わりません。

- ・入所可能状況とは、保育年齢別の受入見込について保育所別に表記したものです。
- ・産休育休から元の職場に復帰される方は予約入所申込（出生前ベビーも可）ができます。
(例：4月復帰の方⇒1次募集から申込み可、8月復帰の方⇒2次募集から申込み可、3次募集終了後は入所希望月に関わらず直近の受付期間内に申込み可)
- ・産休育休復帰以外の方で5月以降入所希望の方は、上記の随時入所申込受付日程に記載の入所希望月に対応する受付期間内にお申込みください。

◆ 入所申込書類提出先

本庁（出雲市役所 保育幼稚園課）又は 各行政センター市民サービス課

◆ 入所申込受付時間

（平日）8：30～17：00

ただし、本庁のみ下記期間は休日又は時間外窓口を設置し受付します。

【※1】 休 日：R5.11.25(土)、11.26(日) ⇒ 9：00～12：00

（西側入口から正面奥の保育幼稚園課窓口までお越しください。）

【※2】 時間外：R6. 1.15(月)、 1.16(火) ⇒ 17：00～19：00

（18：00以降の来庁は夜間・休日入口にて「保育所入所申込み」と用件をお伝えください。）

◆ 入所申込に係る来庁日時の予約について（本庁のみ）

1次～3次募集の期間中のみ、本庁窓口では混雑回避のため来庁日時を指定する予約受付を行います。下記のURL又はQRコードから「保育所入所1次～3次募集予約受付について」をクリックし、受付マニュアルに沿ってご希望の日時を選択のうえ本庁ください。なお、予約なしでも随時受付しますが、窓口状況によってはお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

URL：<https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1695944832132/index.html> QRコード⇒



お問い合わせ先

〒693-8530 出雲市今市町70
 保育幼稚園課 入園係（本庁舎1階）
 TEL 0853-21-6964
 FAX 0853-21-6413

各行政センター（市民サービス課）
 （平田）63-5567
 （佐田）84-0111
 （多伎）86-3116
 （湖陵）43-1215
 （大社）53-3116
 （斐川）73-9110

※必要書類は、出雲市のホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

WEBで検索してください。

もくじ

1	令和6年度からの主な改正点	P1
2	入所申込みの条件	P1
3	保育の必要性の認定	P2
4	入所の流れ	P3
5	予約申込み	P4
6	転園申込み	P4
7	広域入所の申込み	P5
8	入所申込み方法・必要書類	P5～6
9	申込み後（入所後）の申込内容の変更	P7
10	継続入所の手続	P7
11	育児休業中の継続入所	P7
12	長期休園の取扱い	P7
13	選考（入所審査）基準	P8
14	保育料等について	P9～10
15	よくある質問Q&A	P10
16	入所申込書の記入例	P11～12
17	出雲市 保育所一覧	P13～14

1 令和6年度からの主な改正点

★育児休業から復帰する場合の入所希望月について、復帰日が当月1日～20日の場合は復帰月の前月（4月復帰を除く）を選択できるようになります。（P4参照）

★「就労（予定）証明書」の証明欄について、証明区分から民生委員を削除しました。（P6参照）※自営業・農業・漁業の方が該当

2 入所申込みの条件

保育所は、保護者が就労や疾病等の理由で子どもを家庭で保育することができない場合、保護者に代わり保育を行う児童福祉施設です。

入所を申し込むためには、下記①～③の条件を“すべて”満たすことが必要です。

- ① 出雲市に住民登録していること（転入予定の場合も含まれます）
- ② 保護者(父母いずれも)が、「保育を必要とする事由」に該当すること
- ③ 入所希望日に産後8週を経過していること

・出雲市立中央保育所は、保育年齢1・2歳児のみの受入れです。また、1歳児は【保育年齢が1歳】かつ【満1歳3か月を経過】していて、【離乳食が完了している】ことが入所申込みの条件です。

・ひらた乳児保育園は小規模保育事業施設で、保育年齢0～2歳児のみの受入れです。2歳児クラスの卒園児で希望される方は、翌年度に平田保育会の各施設(平田・みなみ・わにぶち・中部)へ継続入所することができます。

★**育児休業の期間中は、新規で保育所に預けることはできません。**

※ただし、ひらた乳児保育園の2歳児クラスを卒園する児童で、保護者が育児休業中の場合は新規申込み可能です。

★**転入前の申込みが可能です。内定した場合、入所月の前月末までに転入手続を完了することが必須です。**

※例：4月入所内定の場合、3/31までに転入手続をお願いします。なお、土日祝は転入手続ができません。

3 保育の必要性の認定

保育所の利用を希望する場合、「保育を必要とする認定」を受ける必要があります。

- ・ 保護者が「保育を必要とする事由」（下記参照）のいずれかに該当し、児童を保育することが困難な場合、認定を受けることができます。
- ・ 認定を受けるには申請書の提出が必要です（「入所申込書」が認定申請書も兼ねています）。
- ・ 保護者の保育を必要とする事由や就労時間などに応じて、保育を受けられる時間（「保育必要量」）が認定されます。

【教育・保育給付認定の種類】

認定区分		1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢		3歳以上	3歳以上	3歳未満
保育の必要性		なし	あり	あり
申込対象	幼稚園	3～5歳	—	—
	保育所	—	3～5歳	0～2歳
	認定こども園	幼稚園部分 3～5歳	保育所部分 3～5歳	保育所部分 0～2歳
施設利用可能な時間		4時間（教育標準時間）	11時間（保育標準時間） 8時間（保育短時間）	11時間（保育標準時間） 8時間（保育短時間）

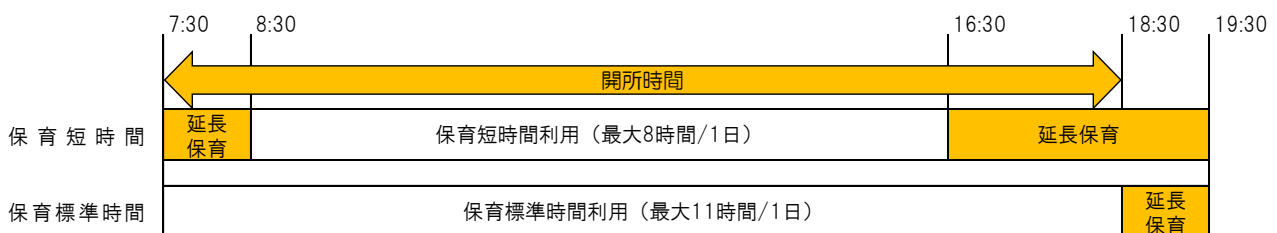
※3号認定（0～2歳児）の有効期間は満3歳に達した日の前日までです。満3歳到達により2号認定となります。

【保育を必要とする事由・有効期間・保育必要量】

- ★ 父母のいずれか一方でも保育短時間に該当する事由の場合は、『保育短時間』で認定します。
- ★ 『保育標準時間』に該当する場合であっても、希望により『保育短時間』で認定します。
- ★ 単身赴任で出雲市外に住居登録がある方の就労証明書の提出は不要です。（※ただし、出雲市転入時には下記に該当する要件書類の提出が必要です。）

保育を必要とする事由	保育認定の有効期間	保育必要量	
		『保育標準時間』条件 （1日に最大11時間利用）	『保育短時間』条件 （1日に最大8時間利用）
月48時間以上の就労	最長で児童の小学校就学まで	月120時間以上の就労	月48時間以上 120時間未満の就労
産前産後	出産予定日の前後8週の属する月の初日から月末まで ※期間終了後は退所	全て	-
疾病・負傷・障がい	療養の必要がなくなるまで	全て	-
親族の介護・看護	介護・看護の必要がなくなるまで	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
災害復旧	災害復旧が終了するまで	全て	-
求職活動	開始日から90日を経過する日の月末まで ※就労開始すれば継続入所可能	全て	-
就学・職業訓練	卒業（修了）月の月末まで	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
児童虐待・DV	事由が解消されるまで	全て	-
市が特に認める場合	市が必要と認める期間	状況による	

【利用時間のイメージ】例：開所時間 7:30～18:30（保育短時間 8:30～16:30）の場合



- ★ 各保育所で定める利用時間を超えて利用する場合、延長保育となります（別途延長保育料が発生します）。
- ★ 就労時間の延長等により保育時間を変更する場合、前月中の手続きが必要です（月途中の変更はできません）。

4 入所の流れ

入所申込準備

- ・ 入所申込みに必要な書類の受取、作成
※書類は窓口での配布のほか、ホームページからのダウンロードもできます。
- ・ 入所可能状況(空き状況)の確認 ※窓口及び出雲市のホームページで公開
- ・ 希望する保育所の見学 ※各保育所に直接お尋ねください。

入所申込み

- 【年度当初入所】4月入所希望は1次募集から3次募集で申し込みください。
- 【 随時入所 】5月以降の入所希望は入所希望月前月の受付期間に申し込みください。
- 【 予約申込 】5月以降に産休育休から職場復帰予定がある方は、2次募集から申し込みください(出生前ベビーの申込可)。
- 【 転園申込 】入所中の保育所に在籍しながら、別の保育所への転園申込みができます。

選考(入所審査)

結果通知

再選考

入所内定

入所保留 (未決定)

- ・ 未決定の場合、取下げの意向がない限り、年度内の入所希望期間は継続して選考します。
- ・ 入所希望保育所を変更される場合「保育所入所希望変更届」を提出してください。
- ・ 幼稚園や認可外保育所を利用するなど、認可保育所への入所を希望しなくなった場合は、必ず「保育所入所申込取下届」を提出してください。

保育所での面接・準備等

- ・ 入所が内定した保育所で面接を実施します。各保育所へ直接連絡してください。
- ・ 保育所の面接や医師の診断により、集団生活が困難であると判断されたときは、内定取消しとなる場合があります。
- ・ 保育料の口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。

入 所

- ・ **ならし保育** 入所日から2週間程度「ならし保育」を実施するため、保育時間が短くなります。
- ・ ならし保育の期間や時間は保育所によって異なります。

- ・ 入所された月の中旬頃に、保育料の金額等の決定通知書や認定証を送付します。

5 予約申込み

5月以降に産後休暇・育児休業が終了し、年度の途中で元の職場に復帰しなければならないことが分かっている方は、2次募集から予約申込みができます。

【入所希望日】※産休復帰以外は月初日入所となります。

産後休暇から復帰する場合

- ①産後8週経過日の翌日 又は ②産後8週経過日が属する月の翌月初日 のいずれかを選択
例) 4月10日出産 ⇒ ①6月6日入所 又は ②7月1日入所

育児休業から復帰する場合(改正あり)

A. 復帰日が当月1日～20日の場合

- ①職場復帰する月の前月初日 又は ②当月初日 のいずれかを選択
例) 5月20日職場復帰(育児休業5月19日まで) ⇒ ①4月1日入所 又は ②5月1日入所

B. 復帰日が当月21日～末日の場合

職場復帰する月の当月初日

- 例) 5月21日職場復帰(育児休業5月20日まで) ⇒ 5月1日入所

※4月復帰の方は前月(3月)の選択はできません。

★ 選考(入所審査)の結果、未決定となる場合もあります。

《予約申込みに関する注意点》

- 次の場合、入所内定・入所決定を取消します。
 - ・ 元の職場に復帰する証明書の提出が期限内に無い場合(復帰前々月に市から提出を依頼します。)
 - ・ 職場復帰前に**離職**、または**転職**した場合
 - ・ 予約申込みで内定後、育休期間の延長等により入所月を遅らせる場合(前月入所の内定後、職場復帰を21日以降に遅らせた場合を含む。)
- 取消し後は直近に行う選考会により選考(入所審査)します。
 - ・ 再選考となった場合、「保育を必要とする事由を証明する書類」の再提出を求める場合があります。(内容変更や証明日から3か月を経過している場合)
 - ・ 再選考の結果、入所未決定となる場合があります。
- 育児休業給付金の支給に関する問い合わせについては、市ではお答えできません。詳しくは雇用主またはハローワークにお尋ねください。

6 転園申込み

入所中に他の保育所へ転園を希望する場合は、改めて申込みが必要です。新規申込みと同様の書類を準備のうえ提出ください。

★ 選考の結果、転園未決定となる場合もあります。

《転園申込みに関する注意点》

- ・ 育児休業中は、入所中の兄弟姉妹に限り転園申込みを受け付けます。
- ・ 転園は予約申込みの対象外です。育児休業等の復帰月からの転園申込みは、前月の選考(入所審査)となります。
- ・ 年度当初からの転園も未決定となる場合がありますので、在籍中の保育所への継続入所手続も併せて行ってください。(継続入所を希望されない場合は不要です。)
- ・ 転園は内定辞退ができません。(転園内定と同時に、空枠へ他児童の入所が決定するため。)仮に内定辞退された場合、在籍中の保育所は退所となります。
- ・ 転園申込みを取りやめる場合は、速やかに「保育所入所申込取下届」を提出してください。
- ・ 申込受付締切期日を過ぎて「保育所入所申込取下届」を提出された場合、対応(転園内定の辞退)ができませんのでご注意ください。

7 広域入所の申込み

住所地以外の市区町村の保育所に入所することを「広域入所」といいます。申込みは次のとおりです。

	出雲市在住で 出雲市外の保育所を希望	出雲市外在住で 出雲市内の保育所を希望	出雲市外在住者の利用調整について
申込先 問い合わせ先	出雲市	お住まいの自治体	・出雲市民の利用調整後に決定します。 ・定員を超えた保育所への入所は原則できません。
必要書類	出雲市の用紙	お住まいの自治体の用紙	
申込締切	申込先の自治体の定めによる	出雲市の定めによる	★予約申込みはできません。

8 入所申込み方法・必要書類

保育所入所の申込みは、必要書類を市役所保育幼稚園課又は各行政センターの市民サービス課へ提出してください。

- ◆ 市外在住などで窓口提出ができない場合は、『郵送』による提出も可能です。下記の必要書類に返信用封筒（84円切手を貼付）を同封のうえ、郵便物の追跡ができる郵送方法（簡易書留・特定記録郵便など）で提出してください。
- ◆ 送付先：〒693-8530 出雲市今市町70 出雲市役所 保育幼稚園課 入園係 宛

《入所申込みに関する注意点》

- ・ 書類に不備・不足がある場合は受理できません。申込締切日までに不備・不足が解消しない場合や郵送の場合で申込締切日までに市へ書類が届かない場合（郵送事故の場合も含む）は、選考を保留します。
- ・ 提出された書類に不備・不足がある場合は担当から連絡しますので、日中連絡がつくようにしておいてください。
- ・ 受付期間外での申込みはできません。
- ・ 書類に虚偽の記載内容があったときは、入所を取り消します。
- ・ 申込内容と入所希望日時点の内容に相違があるとき（例：就労で申し込んだが離職した、就労時間が短くなった、保育を必要とする事由のない祖父母と同居となった、など）は、内定（入所）取消しとなる場合があります。
- ・ 入所希望日は、「各月の初日」です（産後休暇のみ取得による予約申込みの場合を除く）。
- ・ 申込書には希望する保育所を第1～5希望まで記入できます。選考の結果、第1希望以外の保育所で入所決定する場合がありますので、どの保育所に決定しても、必ず入所できる保育所名を記入してください。内定辞退の無いようお願いいたします。
- ・ 保育所の事前見学をお勧めしています。保育方針や送迎距離などを検討したうえで申込みください。
- ・ 保育所は集団生活の場です。選考の結果入所が内定しても、保育所の面接や医師の診断により、集団生活が困難であると判断されたときは、内定取消しとなる場合があります。そのため、日常的に児童に対する配慮が必要な場合（食事、健康状態、定期的な通院、障がいなど）は、保育所に事前相談のうえ申込みください。

【入所申込みに必要な書類】

- ◆ 次の①～⑥の書類を準備のうえ申込みください。

① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書（児童一人につき1枚）

② 保育を必要とする事由を証明する書類（父母及び同居の65歳未満祖父母）

次ページ「保育を必要とする事由別必要書類一覧表」に対応する各必要書類を準備ください。
※父母の書類は必須です。同居の65歳未満祖父母（入所月初日現在）の書類が未提出の場合でも申込できますが、選考上減点となります。

★証明日から3か月を経過した証明書は受付できません。

★「就労（予定）証明書」、「保育を必要とする事由申立書」、「求職活動報告書」、「診断書」は出雲市所定様式での提出が必要です。所定様式以外で提出の場合は、再提出を求めます。

③ 同意書兼誓約書（父母等の署名）

※父母の年収合計が120万円未満で、かつ、児童が健康保険上において父母以外の祖父母等の扶養となっている場合は、祖父母等の署名も必要です。

④ 個人番号（マイナンバー）申告書（児童一人につき1枚）※転園及び再申込みの場合は不要

●窓口で提出の場合

①保護者の個人番号が分かるもの（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票等のいずれか）、②保護者（①と同じ人）の運転免許証等の身元確認できる顔写真付き公的証明書を提示ください。

●郵送で提出の場合

上記①②のコピーを同封ください。

⑤ 保育料算定のための書類（父母）

※申込み時点で出雲市民の方及び市外在住で市県民税が出雲市で課税されている方は不要です。

●出雲市転入前に申込みする場合

入所希望月に対応する年度の課税証明書を下記1月1日時点でお住まいの自治体から取得してください。ただし、入所希望月が9月以降で、5月末までに予約申込みされる場合は提出不要です。

入所希望月	必要な方	必要書類
4～8月	令和5年1月1日時点の住民登録地が出雲市外の方	令和5年度課税証明書
9～3月	令和6年1月1日時点の住民登録地が出雲市外の方	令和6年度課税証明書

※課税証明書は控除内訳、課税状況がすべて記載されたものが必要です。

⑥ その他の証する書類（該当の場合）

●児童が障がい等を有し集団の保育を受けることが望ましい場合

・障がい者手帳(コピ-)、特別児童扶養手当証書(コピ-)、又は診断書(出雲市所定様式に限る)。

※提出は必須ではありませんが、**選考上の優先度が上がる場合があります。**

●ひとり親の場合

・戸籍謄本、児童扶養手当証書(コピ-)、福祉医療受給者証(コピ-)のいずれか

★ 書類に不備や不足がある場合は受付できません。提出前に保育所入所申込チェック表にて必要書類が整っているか確認ください。

《保育を必要とする事由別必要書類一覧表》

保育を必要とする事由	書類	備考
月48時間以上の就労	「就労（予定）証明書」	◆ 会社や官公署 等で就労の方は、事業主や施設長等から証明を受けてください。 ◆ 自営業・農業・漁業 等の方は 中心者が記入し、取引先 で証明を受けてください。特定の取引先がない場合等は、税務署へ提出した「開業届の写し」又は「直近の確定申告書（市県民税申告書）の写し」を添付してください。協力者の場合は、上記に加えて給与明細など中心者からの給与支払が確認できるものを添付してください。 ◆ 内職 の方は、発注者の証明が必要です。 ◆就労「予定」で提出された場合、就労開始後に「就労中」の証明書の再提出が必要です。 ◆産後休暇・育児休業から職場復帰する方は、記載欄に期間を明記してください。
産前産後	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「母子健康手帳（コピー）」	保護者名と出産予定日が確認できる部分をコピーし、提出してください。
疾病・負傷・障がい	「保育を必要とする事由申立書」＋「診断書」又は「各種障がい者手帳（コピー）」	
親族の介護・看護	「保育を必要とする事由申立書」 ＋被介護者の「診断書」又は「各種障がい者手帳・介護保険証(認定済)等（コピー）」	
災害復旧	「保育を必要とする事由申立書」＋「り災証明書」	
求職活動	「求職活動報告書」＋「ハローワーク受付票、事業計画書等の書類の写し（あれば）」	
就学・職業訓練	「保育を必要とする事由申立書」 ＋「学生証（コピー）」もしくは「在学を証明できる書類」又は「職業訓練を受講していることが分かる書類」及び「カリキュラム（コピー）」	◆申込時に就学していない場合は、合格通知書を提出してください。就学後、在学証明書を提出してください。 ◆カリキュラムは、受講期間及び受講時間の分かるものを提出してください。
児童虐待・DV	保育幼稚園課へご相談ください。	
市が特に認める場合	保育幼稚園課へご相談ください。	

9 申込み後(入所後)の申込内容の変更

申込後(入所後)に申込内容等に変更があった場合、必ず変更の手続きをしていただく必要があります。速やかに保育幼稚園課又は各行政センターで手続きを行ってください。

- ★ 「就労時間が月120時間未満」となる場合、原則『保育短時間』での利用になります。
- ★ 入所内定後に、申込内容の変更が判明した場合は内定を取り消すことがあります。
- ★ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は退所となります。

変更内容	必要な書類
住所・電話番号などの連絡先	教育・保育給付認定(変更)申請書
保護者の就労状況が変わった(離職・転職・求職から就労等)	【離職(就労から求職活動)】教育・保育給付認定(変更)申請書+求職活動報告書 【転職・求職活動から就労】教育・保育給付認定(変更)申請書+就労証明書 【出産のため離職】教育・保育給付認定(変更)申請書+保育を必要とする事由申立書+母子健康手帳(写) 【予約内定中の離職】保育所入所内定辞退届
家庭状況が変わった(婚姻・離婚等)	【婚姻】教育・保育給付認定(変更)申請書+(配偶者の)保育を必要とする事由を証明する書類+同意書兼誓約書+個人番号(マイナンバー)申告書 【離婚】教育・保育給付認定(変更)申請書+戸籍抄本(保育幼稚園課で離婚が確認できる場合は不要)
入所希望保育所を変更する	保育所入所希望変更届
申込みを取りやめる	保育所入所申込取下届

10 継続入所の手続

継続入所を希望の場合は毎年度手続が必要です。入所中の保育所を通じてお知らせしますので、関係書類を期限内に提出してください。

11 育児休業中の継続入所

就労等による入所中に下の児童の出産に伴う育児休業を取得された場合、上の児童は育児休業の期間を通して継続入所可能です。

12 長期休園の取扱い

保育所を長期間お休みする場合、最長で2か月を目安として認めています。

連絡なく長期間お休みされる場合、家庭で保育可能と判断し、保育の実施を解除する場合があります。

お休みされている期間も、保育料は通常どおりお支払いいただきます。

★対象児童

最終登園日から2か月間登園がない場合、園から市への報告を受けて、保護者に状況を確認します。

例: 4/15 最終登園日・・・以降6/16まで登園がない場合

★長期休園が見込まれる事例について

里帰り出産や児童が疾病等で療養を要する場合は、事前相談をお願いします。

状況を確認できる書類等の提出を依頼する場合があります。

事例	確認事項
<p>●里帰り出産…最終登園日から90日後を含む月末まで休園を承諾します。 退所される場合: 育児休業から復帰時に再入所を希望する場合は加点の対象とします。 ※申込時に、退所後に送付する『保育の実施解除通知書』の提示が必要です。 (必ず入所内定できるわけではありません。また、同一施設で内定できるとは限りません。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定日(母子健康手帳等) ・休園期間
<p>●児童の疾病等で療養を要する場合…最終登園日から90日後を含む月末まで休園を承諾します。 退所される場合: 再入所を希望する場合は加点の対象とします。 ※申込時に、退所後に送付する『保育の実施解除通知書』の提示が必要です。 (必ず入所内定できるわけではありません。また、同一施設で内定できるとは限りません。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・加療見込み期間(診断書等) ・休園期間
●その他、市長が必要と認める場合	状況に応じて対応

13 選考(入所審査)基準

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類を基に、次のとおり入所指数を定め、合計入所指数の高い順に希望する保育所等に選考（入所審査）を行います。

- ★ 選考は、先着順ではなく、保育所の受入可能状況、および下記「選考基準」により行います。
- ★ 希望する保育所に入所枠がないときや、入所枠を超える入所希望者があるときは、**入所を決定できない場合があります。**あらかじめご承知おきください。

$$\text{『父(基準①)』} + \text{『母(基準①)』} + \text{『世帯状況(基準②)』} = \text{『合計入所指数』}$$

基準①

父母の状況（上限50点）		
1 月48時間以上の就労	月の就労時間数に応じて評価	25～50点
2 産前産後	産前産後8週の期間内である	50点※母のみ
3 疾病・負傷・障がい	児童の保育が困難な疾病、負傷がある(診断内容に応じて評価)	42～50点
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している(認定の等級に応じて評価)	
4 同居親族の介護・看護	同居親族の介護・看護をしている(介護に要する時間に応じて評価)	32～50点
5 災害復旧	火災等による家屋の損傷復旧、その他災害の復旧に従事している	50点
6 求職活動	求職活動(起業準備を含む)をしている	10～12点
7 就学・職業訓練	大学・専門学校等に就学または職業訓練等を受講している(受講時間に応じて評価)	32～50点
	通信制大学・通信教育の学生である	10点
8 児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある	50点
	父母の死亡、離婚、未婚、単身赴任、行方不明、拘禁等の理由により不在である	50点
9 その他	要介護認定を受けている(認定の等級に応じて評価)	42～50点
	別居親族の介護・看護をしている	32点
	その他市が特に入所が必要と認める場合	状況による

基準②

世帯等の状況	
児童虐待やDVのおそれがある場合	加点対象
ひとり親家庭の場合	
生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	
父方・母方ともに祖父母が市外在住または不在の場合	
保護者が保育士、幼稚園教諭、保育教諭等として勤務する場合(予定を含む)	
児童が障がいや有しているなど、集団の保育を受けることが必要な場合	
児童が健康状態を理由に内定辞退または退所したのちに、再申込する場合(保育の実施解除通知の提示を要する)	
長期休園が見込まれるためやむを得ず退所したのちに、再申込する場合(保育の実施解除通知の提示を要する)	
兄弟姉妹が既に保育所または認定こども園(保育所部分)に入所している場合(転園申込を除く)	
兄弟姉妹同時申込の場合(転園申込を除く)	
兄弟姉妹が別々の保育園に通っており、同じ保育園に通うための転園申込	
保護者双方の失業により、就労の必要性が高い場合	
小規模保育事業施設及び2歳児までの受入しかない企業主導型保育事業施設を利用する教育・保育給付認定児童で、卒園に伴う新規申込をする場合	
産休・育休満了と同時に入所を希望している場合	
既に就労が決まっているなど、早期の入所を必要とする場合	
同居の祖父母(65歳未満)が、就労していない等、家庭で保育することができる場合	
兄弟姉妹に申込みのない未就学児がいる場合。ただし減点対象となる児童が介護・看護を受けている場合は除く。	
転園希望の場合(保育施設を利用中であり、入所未決定者の入所を優先するため)	
内定辞退のうえ再審査の場合(希望園で内定したにも関わらず、自己都合で辞退するため。年度内の再申込は減点対象)	
保育所保育料または幼稚園預かり保育料などに滞納がある場合(卒園児分含む)	
育児休業の延長も許容できるため、利用調整において合計点数1点になるまで減点となることに不服がない場合	

14 保育料等について

保育所は、国・県・市の負担金（公費）と保護者に負担いただく保育料により運営されており、保育料は保育所の人件費、事業費、管理費、給食材料費等の一部となります。

幼児教育・保育の無償化により、保育年齢が「3歳児以上」または「0～2歳児で住民税非課税世帯」の場合、保育料は「無料」となります。

①保育料の算定

- ・ 保育料は、原則、各月1日を基準日として、児童と生計を同じくする保護者（父母）の市町村民税の課税状況やひとり親世帯、在宅障がい者世帯などの世帯状況、児童の保育年齢、保育必要量等の区分により算定します。
- ・ 保育料は、保育年齢（各年4月1日）で算定します。年度途中で誕生日を迎えても保育料の変更はありません。
- ・ 保育料は、9月分から保育料算定の基になる市町村民税の課税年度の切替えをします。

利用時期	保育料算定の基になる市町村民税の課税年度
4～8月	令和5年度（令和4年（2022）1～12月の収入に基づく市町村民税）
9～3月	令和6年度（令和5年（2023）1～12月の収入に基づく市町村民税）

※出雲市以外で課税されている場合は、マイナンバー制度の情報連携に基づき、課税自治体から所得課税情報を取得します。ただし、出雲市転入前に申込みをされる場合は、課税証明書の提出をお願いします。また、世帯状況によっては追加提出を求める場合があります。

②保育料の注意事項

- ・ 保護者（父母）の年収合計が120万円未満で、かつ、児童が健康保険上において父母以外の祖父母等の扶養となっている場合、家計を維持する主宰者と判定し、祖父母等の課税状況も含めて保育料を算定します。
- ・ 保育料は月額のため、保育所をお休みされても減額はありません。
- ・ 市町村民税が確認できない場合は、原則、最高階層で保育料を算定します。
※扶養控除等を受けていない場合で、収入がない方は、住民税の0円申告を行ってください。
- ・ 国外に居住のため市町村民税が課税されていない方は、年間の収入額等の分かるものを提出してください。
- ・ 次の場合、必ず市に連絡してください。
 - 確定申告や住民税の申告により課税額が変更となる場合
⇒変更が判明した翌月分の保育料から再算定します。※期間を遡っての算定はしません。
 - 世帯状況（生活保護受給、ひとり親該当、在宅障がい者同居）が変更となる場合
⇒その事実が発生した翌月分の保育料から再算定します。

③保育料の納付

- ・ 保育料の納付先及び納付期限は施設により異なります。

施設	納付先	納期限	納付方法
認可保育所	出雲市	利用月の翌月末 （11月分の納期限は12月27日。納期限が土日祝日の場合はその翌日）	納付書払、口座振替
認定こども園 小規模保育事業施設	各施設	利用月の当月	各園が指定する方法

- ・ 認可保育所の保育料は、納め忘れのない口座振替による納付を推奨しています。入所内定後に同封する「出雲市保育所保育料口座振替依頼書」を金融機関に提出してください（登録まで1～2か月かかります）。
- ・ 口座振替以外の方は納付書を利用月の翌月上旬に送付しますので金融機関、コンビニエンスストア又はスマートフォンアプリ（PayPay、LINE Pay）で納付してください。

★ 期限内の納付がない場合は、督促状や催告状の送付、保育所や自宅、勤務先等への連絡や訪問などを行うことがあります。また、給与、預貯金等財産の差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

④給食費の納付

- ・ 3歳児以上の保育料は無料となりますが、給食費は別途保護者負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の児童については、給食費のうち副食費（おかず代）が免除となりますので、主食費（ごはん代）のみ負担となります。
※参考：出雲市内の保育所給食費 6千円／月程度（内訳：主食費 1千円＋副食費 5千円）
※給食費は利用施設が徴収します。納付期限や納付方法は園により異なります。
（公立保育所利用の方は出雲市が徴収します。）
- ・ その他保育所により、別途保護者会費や教材費等の負担が必要になる場合があります。詳しくは各保育所にご確認ください。

⑤保育料算定の基になる市町村民税額の確認方法について

保育料は、住宅借入金等特別控除や配当控除など（調整控除は除く）の税額控除前の所得割額を用いて算定します。下記の「市民税・県民税税額決定通知書」を参考にしてください。

○市民税が毎月の給与から徴収されている方（給与天引き）

※④欄市民税の『税額控除前所得割額④』を参考にしてください。

○市民税を納付書もしくは口座振替で納めている方

※③欄『算出税額』の『市民税分』を参考にしてください。

15 よくある質問Q&A

Q1. 求職活動中でも申込みできますか？

「求職活動」は保育を必要とする事由に当たりますので、入所の申込みができます。

Q2. 保育所の空き状況は、どこで確認できますか？

保育幼稚園課又は各行政センター市民サービス課と、出雲市ホームページの「保育所入所可能状況」で毎月7日頃にお知らせしています。

Q3. 希望する保育所に必ず入れますか？

入所希望者数が保育所の入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類により、保護者(父母)の保育を必要とする事由や世帯状況を判定し、申込世帯の優先度により入所者を選考します。希望する保育所に入所枠がない場合や、入所枠を超える場合には入所を決定できないこともあります。

Q4. 転園はできますか？

「転園申込み」とは、現在通う認可保育所に在籍したままで他の認可保育所への入園を希望することです。転園を希望する場合には別途申込みが必要です。転園の申込みをされても決まらない場合があります。転園申込みの場合、転園ができなかった場合でも、現在の保育所に在籍することは可能ですが、転園が内定した場合には、転園の内定辞退はできません。

Q5. 年度途中で3歳になったら、保育料は変更になりますか？

保育料は入所年度の初日の前日(=3月31日)の満年齢を基準とするため、年度途中での変更はありません。

Q6. 保育料を口座振替にしたいのですが、どうすればいいですか？

「出雲市保育所保育料口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、口座のある各金融機関店舗へ提出してください。依頼書は入所児童1名につき1枚必要です。なお、口座振替開始までに事務処理の都合で1~2か月かかる場合があります。その場合、口座振替開始までは納付書で納付してください。

16 入所申込書の記入例

様式第2号(第6条関係)

施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 令和6年度 保育所入所申込書

次のとおり施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定の申請および保育所入所の申込をします。
 ※この申込書では、出雲市認可保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業施設をあわせて「保育所」と記載しています。
 ※油性ボールペンなど容易に消えないもので記入してください。(摩擦熱でインクが消えるペンは使用しないでください。)
 ※グレー掛けしている※1、※2、※3、※4は、下部にある一覧から該当する番号を記入してください。
 出雲市長 様

申請日 令和 XX 年 XX 月 XX 日

新規 転園

保護者	現住所 〒693-0001 出雲市 今市町1番地 アパート・マンション名など 出雲7アパート101	転居先住所 出雲市	引越予定日 令和 年 月 日
フリガナ	イヌモ タロウ	イヌモ タロウ	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	出雲 太郎	出雲 太郎	年齢 R6.4.1時点の年齢
フリガナ	イヌモ さくら	イヌモ さくら	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	出雲 太郎	出雲 太郎	年齢 〇年〇月〇日
フリガナ	イヌモ 花子	イヌモ 花子	年齢 〇年〇月〇日
氏名	出雲 花子	出雲 花子	年齢 〇年〇月〇日
フリガナ	イヌモ 縁	イヌモ 縁	年齢 〇年〇月〇日
氏名	出雲 縁	出雲 縁	年齢 〇年〇月〇日
フリガナ	イヌモ 結子	イヌモ 結子	年齢 〇年〇月〇日
氏名	出雲 結子	出雲 結子	年齢 〇年〇月〇日
フリガナ	イヌモ 一郎	イヌモ 一郎	年齢 〇年〇月〇日
氏名	出雲 一郎	出雲 一郎	年齢 〇年〇月〇日

記入例

転入前の申込は、申込時点の住民登録地の住所を記入してください。申込後に住所が変わる場合は、下段も記入してください。

連絡先は複数記入してください。郵送での申込の場合は、特に平日日中に連絡が取れるようにしておいてください。

「有」の場合は下欄※3(在宅障がい者等)から該当番号を選び記入してください。

下欄※1【保育を必要とする事由】から該当番号を選び記入してください。

下欄※2【同居・別居】から該当番号を選び記入してください。世帯が別でも同一地番の場合は同居とみなします。

保護者が扶養している別居の学生等がある場合は記入してください。別途「別居している負担額算定基準者申出書」の提出が必要です。

同居中の祖父・祖母の年齢が入所希望日現在65歳未満である場合は、祖父・祖母の保育を必要とする事由に係る要件書類の提出が必要です。

手引P2【保育を必要とする事由・有効期間・保育必要量】を確認のうえ記入してください。

「予約申込みの方」職場復帰日を記入し、手引P4【入所希望日】を確認のうえ記入してください。なお、職場復帰日が4月の方は前月(3月)の選択はできません。

下欄※4【希望理由】から該当番号を選び記入してください。なお、「4」その他の場合はその理由を記入してください。

【祖父母の状況】(同居の場合は住所の記入不要)

児童との続柄	同居・別居※2	住所 ※地番記入不要
祖父	1	〒 市・区 町・村 町
祖母	4	〒 市・区 町・村 町

児童との続柄	同居・別居※2	住所 ※地番記入不要	父方	母方
祖父	3	鳥根 松江 末次		
祖母	3	鳥根 松江 末次		

※1 保育を必要とする事由

1 就労	9 就学(職業訓練)
2 産前産後	10 就学(その他)
3 疾病・負傷	11 児童虐待・DV
4 障がい	12 不在(市外在住含む)
5 同居親族の介護・看護	13 要介護
6 別居親族の介護・看護	14 災害復旧
7 求職活動・起業準備	15 その他
8 就学(大学・専門)	

※2 同居・別居

1 同居
2 別居(市内)
3 別居(市外)
4 不在(死別・離別)

注: 住所が同一(同番地)であれば、世帯分離をしても同居とみなします。
 注: 保護者と生計を一にしている兄弟姉妹が別居の場合、申出書が必要です。

※3 在宅障がい者等

1 身体障がい者手帳を所持
2 療育手帳を所持
3 精神障がい福祉手帳を所持
4 特別児童扶養手当を受給
5 障がい基礎年金を受給

※4 希望理由

1 近いから
2 保育方針が合うから
3 兄弟姉妹が通っているから
4 その他(内容は隣欄に記入)

住所欄は「町名」まで記入ください。なお、同居の場合は住所欄の記入は不要です。

記入例

【申請児童の健康状態】 ※入所選考上で減点はありません。ただし、希望施設によっては入所できない場合があります。

申請児童の健康状態	乳幼児健診や医療機関等で相談や指導を受けたこと又は通院しているなどがあれば記入してください。 (アレルギー、アトピー、ぜんそく、発達についてなど) <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(ぜんそくで、定期的に通院治療中)
保育への配慮の有無	※上記で「有」該当項目について <input checked="" type="checkbox"/> 保育に支障なし <input type="checkbox"/> 保育で配慮を要する → 希望施設への相談 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済

保育所は集団生活の場です。保育に配慮が必要な場合は必ず記入のうえ、希望施設へ相談してください。

【決定できなかった場合について】(該当に✓)

申込の取扱い	※入所申込みをされても、定員を超える場合など、入所決定ができないことがありますので、ご了承ください。 <input checked="" type="checkbox"/> 翌月以降も継続して選考を希望する。 ※入所希望年度内のみ有効で、翌年度は再度申込みが必要です。 <input type="checkbox"/> 入所申込みを取り下げる。(次審査または 月審査まで希望)
児童の保育	<input type="checkbox"/> 在宅で保育する予定(保育者: <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母) <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業を延長する予定 ※入所月の変更申請が必要な場合があります。 <input type="checkbox"/> 施設利用あり/利用予定(施設名: _____) <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> 転園前在籍園 <input type="checkbox"/> 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分) <input type="checkbox"/> 認定保育所 <input type="checkbox"/> 企業主導型保育施設 <input type="checkbox"/> 事業所内保育所 <input type="checkbox"/> その他(未定/検討中 _____)

「継続して選考を希望する方」提出時の内容に「変更がない」場合は、手引P2【保育を必要とする事由・有効期間・保育必要量】の保育認定の有効期間が満了する月の選考(最長年度内)まで審査を継続します。申込書類の再提出は不要です。なお、内容に「変更がある」場合は速やかに保育幼稚園課へお知らせください。

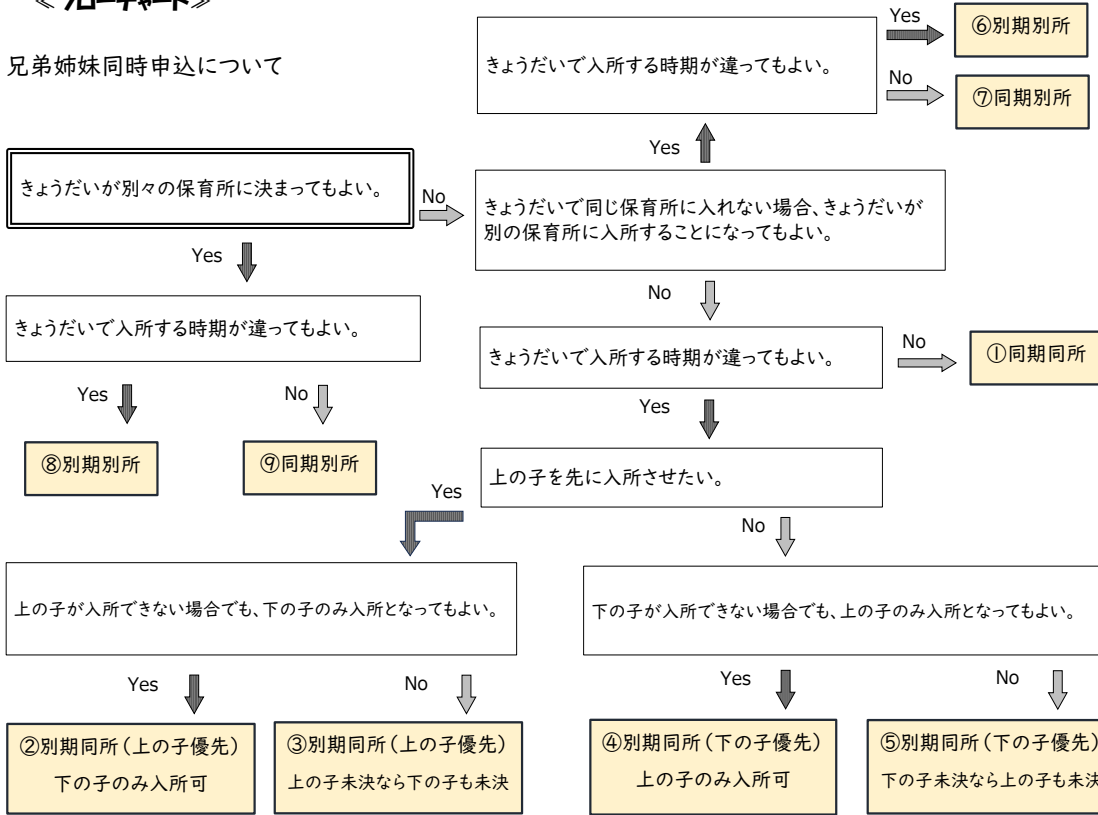
【兄弟姉妹同時申込について】(該当に✓)

① 同じ時期に同じ園の入所のみ希望。1人が入所可能でも別の1人が未入所なら全員未入所。
 ② 同じ園であれば入所時期は違ってよい。上の子の入所を優先させる。ただし、上の子が未入所で、下の子のみ入所となってよい。
 ③ 同じ園であれば入所時期は違ってよい。上の子の入所を優先させる。ただし、上の子が未入所の場合、下の子も未入所。
 ④ 同じ園であれば入所時期は違ってよい。下の子の入所を優先させる。ただし、下の子が未入所で、上の子のみ入所となってよい。
 ⑤ 同じ園であれば入所時期は違ってよい。下の子の入所を優先させる。ただし、下の子が未入所の場合、上の子も未入所。
 ⑥ 同じ園の入所を希望するが、できないときには、別の時期に別の園での入園となってよい。
 ⑦ 同じ園の入所を希望するが、できないときには、同じ時期の入所なら別の園でもよい。どちらか1人が未入所となれば、全員未入所。
 ⑧ それぞれ希望順位の高い園を希望する。別の時期に別の園で入所となってもよい。
 ⑨ それぞれ希望順位の高い園を希望する。どちらか1人が未入所となれば、全員未入所となる。
 ⑩ 別紙のとおりに希望する。または、3人以上の兄弟姉妹の同時申込。

兄弟姉妹を同時に2人申込する場合、児童の入所の決め方について下記のフローチャートを参考に選択してください。なお、3人以上の場合や①～⑨以外の決め方を希望する場合は、⑩を選択のうえ別途「総当たり表」を提出してください。

≪フローチャート≫

兄弟姉妹同時申込について



17 出雲市 保育所一覧

記載内容は変更になる場合があります。

地域	地区	認可保育所・認定こども園名	公・私	住所	電話	定員	開所時間 上段：月～金 下段：土	保育短時間の 時間帯※	延長保育	休日保育	一時保育 (一時預かり)
出雲	今市	出雲乳児保育所	私	今市町1694-8	21-0774	100	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		出雲市立 中央保育所 (保育年齢 1・2歳で離乳完了児童)	公	今市町828-2	21-0597	30	7:30～18:30 7:30～17:15	8:30～16:30	■		○
		出雲聖園マリア園	私	今市町284	21-3620	150	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		ねむの木保育園	私	駅南町1丁目12-1	22-8551	50	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		ねむの木夜間保育園	私	駅南町1丁目12-1	22-8551	20	11:00～22:00 11:00～22:00	13:00～21:00	☆ 8時から、26時まで		○
	大津	一の谷保育園	私	大津町3627-8	30-7077	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		たちばな保育園	私	大津町1409-3	21-8080	200	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○	○	○
		おおつ保育園	私	大津町2366-1	22-1124	50	7:20～18:20 7:20～18:20	8:30～16:30	○		○
		きんろう保育園	私	大津新崎町7丁目59	22-1313	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○		○
		すぎの子保育園	私	大津町1608-1	22-8003	100	7:15～18:15 7:30～18:15	8:15～16:15	○		○
	塩冶	出雲スマイル保育園	私	塩冶町1192-2	25-7590	70	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後延長30分		○
		出雲すみれ保育園	私	塩冶町970-2	24-1122	60	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	☆ 後25時まで	○	○
		浜山あい保育園	私	天神町111-1	23-8825	170	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		えんや保育園	私	上塩冶町1751-4	22-6528	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		ひかり保育園	私	塩冶町338-1	21-3808	60	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		ひまわり第1保育園	私	天神町870-2	22-5172	100	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
		ひまわり第2保育園	私	塩冶町869-1	23-5978	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
	古志	古志ひまわり保育園	私	古志町2450-1	23-1504	90	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	神門	神門保育園	私	下古志町475	21-0846	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		神門第Ⅱ保育園	私	芦渡町978-3	24-6331	90	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
	高松	浜山保育園	私	浜町90-1	22-1612	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		浜山あまつひ保育園	私	松寄下町461-1	23-8828	60	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		あすなる保育園	私	白枝町394-1	21-4848	240	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
		あすなる第2保育園	私	白枝町1337-8	21-7188	220	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○	○	○
	四絡	わたりはし保育園	私	渡橋町662	23-1592	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	☆ 20時まで	○	○
		おおつか保育園	私	大塚町790-1	23-4384	190	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○		○
		おやま保育園	私	小山町618-1	23-6008	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
	高浜	さとがた保育園	私	里方町750-1	21-4517	140	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○	○	○
	川跡	ほくよう保育園	私	稲岡町372	31-8839	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
		かなで保育園	私	中野町862	31-5163	110	7:00～18:00 7:00～18:00	8:30～16:30	○		○
なかの保育園		私	中野美保南3丁目1-1	22-5222	140	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
神西	出雲サンサン保育園	私	神西沖町1315	43-7033	60	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
長浜	西園保育園	私	西園町329	28-0137	75	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
	外園保育園	私	外園町204-1	28-0237	50	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○	
	荒茅保育園	私	荒茅町1021-6	28-0940	80	7:15～18:15 7:15～18:15	8:00～16:00	○		○	

出雲市公式アカウント
友だち募集中!



LINEメニューから簡単操作! 便利な機能がたくさんあります!

便利1 いつでもチャットボットでお答えします!
「子育て情報」など、24時間365日
あなたのお問い合わせにお答えします。

便利2 あなたの欲しい情報が見つかります!
「子育て」「健康」「防災」「観光」「ごみの出し方」など、
あなたの生活に役立つ情報が見つかります!

LINE友だち登録方法

二次元コードを
読み込んで登録



子育てに役立つ
情報が満載!

子育てに関するお問い合わせ、
チャットボットが、24時間・365日
お答えします!

知りたい情報が
見つかります!

大好評★出雲!

地域	地区	認可保育所・認定こども園名	公・私	住所	電話	定員	開所時間 上段：月～金 下段：土	保育短時間の 時間帯※	延長保育	休日保育	一時保育 (一時預かり)
平田	平田	みなみ保育所	私	平田町2390-33	62-2374	150	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		平田保育所	私	平田町475-9	62-3207	220	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		ひらた乳児保育園 (保育年齢 0～2歳児)※1	私	西平田町213-2	63-3493	12	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後延長30分		○
	灘分	認定こども園 光幼保育園	私	灘分町266-2	63-3681	75	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後延長30分		○
	国富	ひらた西保育園	私	国富町57-1	63-7500	70	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○	○	○
	西田	わにぶち保育所	私	万田町764-2	31-5101	60	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
	久多美	中部保育所	私	東福町420-1	63-3221	120	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
佐田	須佐	出雲市立 須佐保育所	公	佐田町須佐1146	84-0125	80	7:30～18:30 7:30～17:00	8:00～16:00	○ 後延長30分		○
	窪田	出雲市立 窪田保育所	公	佐田町一窪田1430-1	85-2224	50	7:30～18:30 7:30～17:00	8:00～16:00	■		
多伎	多伎	認定こども園 多伎こども園	私	多伎町小田50-5	86-2711	100	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○ 後延長30分		○
湖陵	湖陵	ハマナス保育園	私	湖陵町二部1745-2	43-2621	120	7:00～18:00 7:00～18:00	8:00～16:00	○		○
大社	遙堪	こぐま保育園	私	大社町入南1307-5	53-1123	160	7:00～18:00 7:30～18:00	8:00～16:00	○		○
	大社	たいしゃ保育園	私	大社町杵築南1235	53-2423	110	7:30～18:30 7:30～18:00	8:30～16:30	○ 後延長30分		○
斐川	莊原	東部保育園	私	斐川町莊原2300-1	72-1331	130	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
		莊原保育園	私	斐川町上庄原305-1	72-6984	120	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
	出西	わらべのうち保育園	私	斐川町神水2861-8	72-7788	45	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○	○	○
		あい川保育園	私	斐川町併川1500-1	31-8686	70	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		出西保育園	私	斐川町出西1943-1	72-1107	110	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○
	伊波野	伊波野保育園	私	斐川町富村1206	72-2051	140	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	○		○
		認定こども園 北陵幼稚園・北陵保育園	私	斐川町上直江3337	73-7296	70	7:15～18:15 7:15～18:15	8:15～16:15	○ 後延長30分		○
	久木	出雲市立 直江保育所	公	斐川町美南1500	72-2050	140	7:30～18:30 7:30～18:30	8:30～16:30	■		○
出東	認定こども園 出東こども園	私	斐川町三分市1071-4	62-3362	100	7:15～18:15 7:15～18:15	8:30～16:30	○		○	

※1 ひらた乳児保育園は小規模保育事業施設で、保育年齢0～2歳児のみの受け入れです。2歳児クラスの卒園児で希望される方は、翌年度に平田保育会の各施設(平田・みなみ・わにぶち・中部)へ継続入所することができます。

＜その他の保育サービス＞

各施設ごとに独自の保育サービスを実施しています。

保育時間や利用料金のお問い合わせ。利用申込については、各施設に直接お問い合わせください。

【延長保育】

保護者の就労時間の事情に対応するため、通常の開所時間(11時間)の前後に延長して預けることができます。

保育料とは別に利用料がかかります。

“○”の施設は、通常開所時間以降、1時間の延長利用が可能です。

“☆”の施設は、特に長い時間の延長利用が可能です。

(※)「保育短時間の時間帯」とは、保育短時間認定を受けた場合に、利用できる時間です。

保育短時間の認定を受けていて、この時間帯から外れた時間を利用する場合は、保育料とは別に利用料がかかります。

“■”の施設は、開所時間(11時間)を超えての延長保育は実施していません。

【土曜保育】

社会福祉法人平田保育会の「平田・みなみ・わにぶち・中部」の4つの保育所では、**土曜日に平田保育所において共同保育**を実施しています。

社会福祉法人おつか福祉会の「ねむの木・ねむの木夜間」の2つの保育所では、**土曜日は共同保育**を実施しています。

【ここdeサーチ】

【休日保育】

認可保育所・認定こども園に入所している児童について、日曜、祝日に保護者の就労等の事情により家庭で保育ができない場合に預けることができます。

【一時保育(一時預かり)】 ※各施設に直接お問い合わせください。

冠婚葬祭や通院、リフレッシュなど私的理由により、一時的に児童の保育ができない場合に預けることができます。ただし、施設の状況により利用できないことがあります。

【各保育所の詳細について】(認可外保育施設も掲載されています。)

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で、保育所の特色や保育内容などが閲覧できます。

【病児・病後児保育】

病気・ケガのため集団保育が困難で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育ができない場合に、かかりつけ医が病児・病後児に適すると判断した次の①②のいずれに該当する場合利用できます。

①出雲市内に住所を有する0歳から小学6年生までの児童 ②出雲市外に住所を有しているが、出雲市内の保育所等に在籍している児童

事前登録や利用予約については、各実施施設へお問合せ下さい。



わたなべこどもレディースクリニック 病児保育室「ひよこ」【医療機関併設型】	武志町836-6	0853-25-8104	おつか保育園 病後児保育室「いるか」 【保育所併設型】	大塚町790-1	080-1909-7479
島根大学医学部附属病院 病児・病後児保育室 「ニコニコうさぎ」【医療機関併設型】	塩冶町89-1	090-8999-3390	あすなる第2保育園 病後児保育室 「あすなるキッズルーム」【保育所併設型】	白枝町1337-8	080-2910-3521
浜山あおい保育園 病後児保育室「まーま」 【保育所併設型】	天神町111-1	090-4574-9753	平田保育会 病児・病後児保育「ほほえみ」 【保育所併設型】	平田町475-9	0853-31-9995

